

with

No.257

平成25年5月発行

いっしょに

文字の「かくれんぼ」

小林真澄 創作文字絵の世界



どんな文字を描かれているのしょうか

- 公益社団法人小田原法人会としてスタート
- 事業活動スケジュール
- 小田原法人会のホームページ「リニューアル」
- 県税事務所からのお知らせ
- 要注意！ネット依存が職場をおびやかす
- 健康クリニック⑨「関節リウマチ：治療の進歩について」
- 〈新連載〉西さがみ再発見！「古（いにしえ）の城たすね歩き①」
- 租税史あれこれ③所得税の改正
- 労働基準監督署からのお知らせ
- 小田原税務署からのお知らせ
- ふれあいいいんぷおめーしょん

公益社団法人小田原法人会としてスタート

経緯

小田原法人会は、昭和25年4月、小田原税務署管内の法人企業により神奈川県4番目の法人会として創立され、昭和45年4月に社団法人として認可を受け、会員数1,650社でスタート。以来、税務当局との相互信頼の基に、適正公平な申告納税制度の確立と納税意識の高揚に努め、地域社会に貢献する事を基本理念として幅広い事業活動を展開し、現在では2800社を超える会員数となっております。

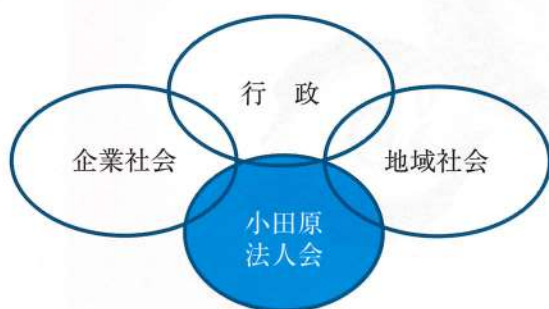
そして、平成20年12月に新公益法人制度が施行に伴い、平成24年10月23日開催の臨時総会にて公益認定移行申請を決議し、11月22日公益社団法人への移行申請書を神奈川県に提出。平成25年2月14日に県公益認定審議会から「認定の基準に適合する」との答申があり、3月18日に県から認定書が交付されました。

この認定を受けて4月1日より公益社団法人小田原法人会として衣替えし、新たにスタートする事になりました。

これもひとえに、当会の趣旨に賛同頂いた多くの会員各位の皆様、小田原税務署並びに関係諸団体の格別なるご支援とご協力の賜物であると感謝申し上げます。

3つの事業活動での取組み

「公益社団法人 小田原法人会」と名称は変わりましたが、事業内容は今までとそれほど変わるわけではありません。従来通り国税当局との関係維持を図り、当会における主要3事業活動の公益性、公平性、透明性を一層高め、会員の皆様、地域社会、そして行政に役に立ち、発展に貢献できる団体を強く指向して行くものであります。



■税に関する事業

(税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言)

■企業経営の発展に関する事業

(利益の出る経営の育成)

■地域社会貢献に関する事業

(一般の皆様も参加できる、地域に根差した活動)

事業活動スケジュール〈平成25年5月～7月〉

※詳細は事務局(0465-23-3641)にお問い合わせ下さい。

日時		行事名	場所	対象
5月				
21(火)	14:00～	決算法人説明会(5月決算法人対象)	小田原税務署	法人
6月				
18(火)	15:00 ～ 19:45	第1回 通常総会 第1部 「講演会」講師は衣笠祥雄氏 第2部 「総会」 第3部 「意見交換会」	湯本富士屋ホテル	第1部は 一般も可
21(金)	14:00～	決算法人説明会(6月決算法人対象)	小田原税務署	法人
27(木)	14:00～	新設法人説明会	小田原税務署	法人
7月				
23(火)	14:00～	決算法人説明会(7月決算法人対象)	小田原税務署	法人

小田原法人会のホームページ“リニューアル”

“会員は無料でインターネットセミナーが受講できます。”

<http://www.odawara-hojinkai.com>

小田原法人会

検索

で検索頂けます。

■ メリットはたくさん！

- ◆ 会員は200タイトル以上のセミナーを無料で受講できます。
- ◆ 役に立つ多彩な研修会、オープンセミナー（一般の方も参加可能）を適時開催中です。
- ◆ 充実した福利厚生制度を利用できます。

■ 会費・入会方法は？

- ◆ 年会費は12,000円から
- ◆ 入会希望や詳しい内容を知りたい場合は、お気軽に下記まで」お問い合わせ下さい。
TEL：0465-23-3641
E-mail: odawara-hojinkai@nifty.com

詳しくはHPをご覧ください



公益社団法人
小田原法人会

〒250-0014 神奈川県小田原市城内1番地21号 小田原箱根商工会議所会館5階
Tel: 0465-23-3641

HOME	行事予定	会員公開リスト	お問い合わせ	アクセス	全国の法人会	会員ログイン	お役立ちサイト
------	------	---------	--------	------	--------	--------	---------

◇お知らせ

- ▶ イベント「南足鶴・山北支部理事会」が登録されました。(2013/04/04) [NEW](#)
- ▶ イベント「経務委員会」が登録されました。(2013/04/04) [NEW](#)
- ▶ 2013/04/01 小田原法人会は、平成25年4月1日より「社団法人」から「公益社団法人」として新たにスタートします。(2013/04/01) [NEW](#)
- ▶ イベント「足柄支部事業報告会」が登録されました。(2013/03/30) [NEW](#)
- ▶ イベント「女性部会事業報告会」が登録されました。(2013/03/30) [NEW](#)

- ▶ 「税」情報サービス
「税」情報関連メニューはこちら
- ▶ 社会保険料算出ソフト
かんたん社会保険料算出（神奈川県版）
- ▶ 入会を検討する
入会のメリットや入会方法はこちら
- ▶ メルマガ会員登録
「税」に関する情報配信
- ▶ 会員メールアドレス登録
お済でない方はこちら
- ▶ 会員サービス
会員サービス メニュー
- ▶ 会員証発行
会員証/印刷/携帯へ送信/HP内表示
- ▶ インターネットセミナー
忙しい経営者の方の学びの場

メルマガ会員登録で、毎週水曜日に経済及び時事情報を発信します。

インターネットセミナーで気軽にスキルUP！
又、専門講師を招いた実セミナーも開催し受講できます。

会員様へのお願い
まずは、メールアドレスのご登録をお願いします。

↓
会員専用の情報閲覧が可能となります。

青年部会

★東北復興への 継続支援

3月に義援金とタオル提供



女性部会

★セミナー「40歳以降に起こりやすい女性疾患とその対処法」

3月13日(水) 参加者74名



足柄支部

★地区合同「パークゴルフ大会」

松田・開成
3月10日(日) 参加者45名
大井・中井
3月31日(日) 参加者27名

南足柄・山北支部

★セミナー「オーナー経営者の相続・事業承継」

3月21日(木) 参加者16名



小田原支部

★親睦旅行「靖国神社参拝、浅草演芸ホール鑑賞と東天紅での夕食会」

3月23日(土) 参加者26名



税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じ、秘密は厳守致します。

来所は事前に電話にて予約して下さい。また、電話での相談も可能です。



場 所	小田原箱根商工会議所会館 5 階 東京地方税理士会小田原支部事務局 電話 0465-24-0195
日 時	毎週水曜日：午後 1 時 30 分～ 4 時 ただし、祝日・毎月 25 日以後の水曜日と年始 1 月 1 日～10 日、2 月 16 日～3 月 15 日を除く
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等

★小田原支部

(株) 幸広建設	杉 崎 克 康	建設業	小田原市久野2362-1	0465-35-8155
(株) ストレッチワークス	原 緑	健康	小田原市栄町1-14-6	0465-23-1017

★川東支部

(株) ヒロ匠(ひろしょう)	府 川 博 之	建設業	小田原市千代1068-8	0465-43-8692
----------------	---------	-----	--------------	--------------

★南足柄・山北支部

カーボイス株式会社	菊 地 秀 樹	新車、中古車販売	秦野市平沢1362-1	0463-85-5885
-----------	---------	----------	-------------	--------------

ご入会頂きありがとうございます！



県税事務所からのお知らせ 自動車税の納税は5月31日(金)までをお願いします。

自動車税は4月1日現在の登録名義人に課税されます。

自動車税の納税通知書は、毎年5月上旬に郵便でお送りしています。

5月31日(金)までに最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。

4月1日現在でお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合には、3月末までに抹消登録や名義変更の登録手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者など)にこれらの登録手続きを依頼した方は、代理人に手続きを行なったかどうか確認してください。

また、自動車の名義変更(売買・譲渡)、廃車、住所等の変更をされた方は、すみやかに管轄の神奈川運輸支局、川崎・相模・湘南の各自動車検査登録事務所所定の手続きを行ってください。

お問い合わせ先 小田原県税事務所 ☎0465(32)8000(代) 足柄上県税事務所 ☎0465(83)5111(代)

5・6月の税カレンダー

納付期限を守りましょう！

★消費税及び地方消費税	★所得税(国税)
・4月末決算法人の確定申告と納付期限…7月1日(月)	・4月分源泉所得税の納付期限…5月10日(金)
・3月末決算法人の確定申告と納付期限…5月31日(金)	・5月分源泉所得税の納付期限…6月10日(月)
・10月末決算法人の中間申告と納付期限…7月1日(月)	・確定申告による延納分の納付期限…5月31日(金)
・4月末決算法人の確定申告と納付期限…7月1日(月)	★法人税(国税)
・9月末決算法人の中間申告と納付期限…5月31日(金)	・3月末決算法人の確定申告と納付期限…5月31日(金)
・4月末決算法人の確定申告と納付期限…7月1日(月)	・5月末決算法人の中間申告と納付期限…5月31日(金)

イー タックス

e-Tax

インターネットで申告・納税！

税務署



e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると

- ◇自宅やオフィスから申告や納税ができます。
- ◇源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続きに大変便利です。

※e-Taxのご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続き等が必要です。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク TEL. 0570-015901

(ヘルプデスク利用時間) 月～金(祝日等を除く)の午前9時～午後5時

要注意！ネット依存が職場をおびやかす

産業カウンセラー 柏木勇一

うつ病診断、医師も見抜けなかった真相とは？

流通業の経理担当で30代のM子さんは夫との2人暮らし。ある時期から日中でも眠そうな表情で、入力ミスが目立ち始めた。「期末処理で負担が重かったかな」。心配した上司が声をかけたところ「夜眠れないのです」という返事。上司は医者に行くように勧めた。結果は「抑うつ状態で1か月の休養が必要」という診断だった。

上司の仲介でカウンセリングを開始。そこで語られたことは、職場では恥ずかしくて語ることができない内容だった。不眠、意欲・集中力減退、自責感などは、うつ状態の典型的な症状。専門医が診断したのも当然だが、原因を突き止めてはいなかった。

明け方までゲーム、眠れないまま出勤

M子さんが語った真相とは……。夫が勤務していた不動産会社が倒産。再就職活動もうまくいかず、夫婦喧嘩が絶えなくなった。経理ソフトを勉強するために購入した自分用のパソコンで、インターネットを開いてひとりだけの空間に閉じこもるのが日常になった。

いつの間にかオンラインゲームの世界に入り込み、自分のキャラクターを登録してマニアとゲームする時間が増え、深夜から明け方まで熱中し、そのまま出勤することもあった。

職場でもスマートホンでのゲームに興じた。休憩時間だけでなく、こっそりトイレに入って繰り返すこともあった。寝不足、仕事への意欲減退、つまり「抑うつ状態」は、このネット依存による不規則な生活によるものだった。

仕事ストレスのはけ口をネットに求め、やがて依存状態に

いま日本ではどのくらいのネット依存者がいるのか。平成18年の厚労省の推計では、子どもを含めて500万人。それから5年、スマホ、タブレット端末などの誕生でさらに増えていることは明らかだが、解明されていない。M子さんのように、家ではパソコン、職場ではこっそりスマホでという社員が、じわじわと増えていると考えていい。

M子さんは、夫婦関係の悪化からネットゲームに逃げた。仕事の重圧、人間関係の悪化などからのストレス発散のために、ゲームに依存してしまう若者が急増しているという報告もある。深夜までネット、休日には昼夜逆転の生活を繰り返すと、遅刻、無断欠勤、居眠り、ミス、能率ダウンなど、業務に悪影響することは当然だ。

新しい職場環境悪化の要因、求められる危機意識と対策

うつ状態の症状でも、実態は生活の乱れが引き起こしたもの。医療受診よりは、生活習慣の改善で立ち直ることは可能だ。ということは、職場の上司や同僚による早期発見が、ここでもカギを握っている。「席を離れることが多い」「ランチも一緒に食べない」などの行動の変化で、「ちょっと怪しい」と気づくことはできるはずだ。依存自体は病気の範疇に入るが、たとえ一人のネットゲーム依存でも、職場の環境悪化を招くという危機意識を持って、監視体制の強化などに努めなければいけない。新しいマネジメントがこれからの職場責任者に求められている。

〔筆者紹介〕

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。



1) 「関節リウマチ」とは

関節リウマチ(以下、リウマチ)は、手指や手首の関節が「腫れて」「こわばって」「痛む」病気です。人口の約1%に発症し、稀な病気ではございません。膠原病のひとつであり、本来は、細菌やウイルスから体を防御する免疫が、間違っ、自分自身の関節を攻撃して起こる「関節炎」です。

2) リウマチと関節破壊

リウマチでは、関節が腫れて痛いだけでなく、特に、腫れた関節では「関節の破壊」が起こります。関節が著しく壊れてしまうと、リウマチが落ち着いた後も、後遺症として日常生活に支障を生じます。以前は、リウマチの関節破壊は、ゆっくり進むと考えられてきましたが、近年では、リウマチが起こってから2年以内に急速に進むことが分かり、発症早期からの十分な治療が望まれるようになりました。すなわち、発症2年以内に有効な治療が開始されることが望まれ、これを「治療機会の窓(window of opportunity)」と言います。

3) 関節リウマチの治療の進歩

1999年に、本邦でもメトトレキサートによるリウマチ治療が認可されました。更に、2010年には、メトトレキサートの内服量の上限が、8mg/週から16mg/週に増量され、欧米並みの治療が可能となりました。メトトレキサートは、「anchor drug(中核的な薬)」と呼ばれ、抗リウマチ薬の中心となりました。更に、2003年には、本邦でも最初の生物学的製剤(リウマチを起こす炎症物質を直接的に抑制する注射薬)が認可されました。現在では、7種類の生物学的製剤が認可されております。生物学的製剤は、メトトレキサートで治療効果が不十分なリウマチ患者さんに使用され、時には劇的な治療効果を発揮します。更には、生物学的製剤に匹敵する内服薬も登場しつつあります。

4) 診察室における「パラダイムシフト(paradigm shift 枠組みの変化)」

メトトレキサートと生物学的製剤の普及によって、今日では、リウマチを患っても、早期から適切な治療を開始すれば、関節破壊を来すことなく、これまで通りの日常生活を送ることが期待できる時代になりました。正に、治療の枠組みが変わった(パラダイムシフトが起こった)時代と言えます。

5) 現在のリウマチ内科(膠原病内科)の役割

リウマチの治療の進歩にともない、一方では、それらの治療薬の副作用に対する注意も必要になりました。特に、メトトレキサートや生物学的製剤は、免疫力を落とす可能性もあり、肺炎などの感染症に対する注意が必要となりました。リウマチ内科では、リウマチ自体の治療だけでなく、それらの感染症の診断・治療も行っております。そして、これまでと同様に、リウマチ以外の膠原病の診断・治療も重要な役割として担っております。

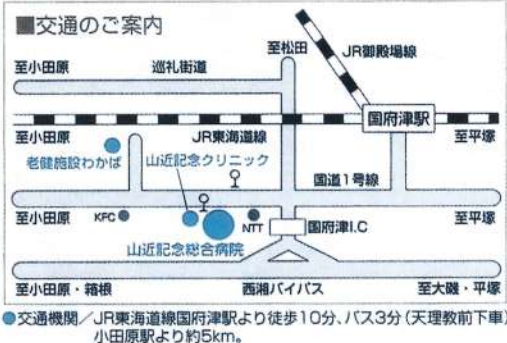
この記事に関するご質問は病院までお問い合わせください。



医療法人 尽誠会
山近記念総合病院

〒256-0815 神奈川県小田原市小八幡3-19-14
TEL 0465-47-7151(代) FAX 0465-47-8178
URL: <http://www.hospital.ne.jp/yamachika/>

●診療受付時間/午前8時～11時30分 午後1時20分～4時30分
●休診日/日曜日・祝日・毎月第2・4土曜日・年末年始



西さがみ再発見！

古の城 たずね歩き

「城」というと、多くの人が「水をたたえた堀や石垣、天守閣」を思い浮かべるだろう。だがそれは、形式的には近世、つまり江戸時代に封建大名がその威容を示した「守備重視」の居城である。

古代に発生した日本の城は、柵や石垣または濠、土塁をめぐらしたものだ。中世に至って打ち続く戦乱の時代になると、自然の険しい地形を利用して戦闘のための城が多く生まれた。この頃の城の空堀は、敵を引き込んで逃がさないための工夫が施され、土塁はその敵を見おろしながら射殺するなど、城は専ら、攻撃用の施設として発達した。

戦国時代以降は、領内の統治や権勢の表示などをも兼ねた築城、いわゆる城郭が完成したが、江戸時代になってそのほとんどが廃城となった。その遺構は長い間保存されて来たが、土地開発などで、残念ながら多くの城跡が姿を消した。

昔日の面影はないが、城跡に立つと、崩れたままの土塁や空堀までが雄弁に物がたりを始める。

このように、新城は甲州から河内川東岸をたどり神縄・都夫良野へと抜ける「西丹沢甲州みち」のメインルートに対する防御の拠点であった。確かな築城年代は明らかではない。わずかに残る史料や伝承などから判断すると、小田原北条氏が甲斐の武田氏の進攻に備える目的で構築し、「信玄のかくし道」を押さえる拠点として重要視していたことは、容易に推察できる。

さらに、西方の尾根続きには遠見番所が置かれた。これは、甲斐の郡内平野（現在の山中湖村平野）から三國峠・明神峠・世附峠を経て、不老山から尾根伝いに新城へ達する間道をも監視するものだった。

新城

- ▼所在：山北町川西
- ▼別称：新庄城・新莊城・川西城・峯城
- ▼海拔：355m
- ▼築城年代（推定）：戦国時代（1467～1573年）
- ▼城主：小田原北条氏（後北条氏）

柄の山魂が南北に対峙する険しい地形が、相模方面にいくぶん開けようとする所がある。そこは、西丹沢の山中を南北に通じる古道の、相模への出口でもある。また、西丹沢南部を流れる河内川と西から流れる鮎沢川がこの辺りで合流し、酒匂川となる。

その合流点の西側にある標高355mの城山が新城（城



新城をのぞむ（▼印あたり）



参考文献「かながわの城」神奈川新聞社発行
「箱根をめぐる古城30選」神奈川新聞社発行



山頂部にある本城郭跡

1569年(永禄12)に武田信玄によって落城、また、1581年(天正9)には武田勝頼の軍勢に攻め落とされていることが古書に記されている。おそらく、小田原北条氏三代目の氏康の代(1515~1571)に築城されたものだろう。

『新編相模国風土記稿』には、小田原北条氏が1586年(天正14)に出したと考えられる『通行券書』を掲げている。

「郡内平野より柵付来者拾五人、馬拾五疋、兵糧拾五俵、可通者也。仍如件。戊 二月廿五日(虎朱印) 海保奉之」

「新城當番へ」

(甲州郡内から小田原へ兵糧を運ぶ人馬の通行を許可する旨を、小田原北条氏の役人から新城の城番へ通達したものである)

宛名が「新城當(当)番」とあることから、城は小田原北条氏の直接管理下にあり、複数の役人による城番制で管理されていたと思われる。

1590年(天正18)の豊臣秀吉による小田原攻めの際には、当番衆の一人だった江戸城代の遠山左衛門尉景政が守備していたが、手兵を引き連れて籠城した。徳川家康配下の甲州勢に攻められて、城兵31人が討ち取られて落城。小田原北条氏滅亡によりその役目を終え、廃城となった。

河村城

- ▼所在：山北町山北
- ▼別称：戸張城・猫山城
- ▼海拔：225m
- ▼築城年代(推定)：南北朝時代(1336~1392年)か
- ▼城主：河村氏

JR山北駅の南側、東西に延びる山稜の西側一帯が城山と呼ばれ、中世史にたびたび登場し中世城郭史上に名高い河村城(城址)である。

城山の南麓には根古屋(居館のある場所)にあたる岸の集落がある。この集落の南半分を取り巻くように西から南にかけて酒匂川が流れ、北麓には皆瀬川(御殿場線のあた

りに旧流があった)が流れている。南北を川に挟まれておのずから要害地形をなし、西方の尾根伝いには西丹沢南麓の都夫良野、湯触へと古道が続く。城山は、足柄の山間部と丹沢・甲斐方面の交通を押さえる要衝の地を占めている。

平安時代から秦野地方では、藤原一族の波多野氏が大きな勢力を持っていた。河村城は、平安時代末期に波多野遠義の次男河村秀高がこの地を領して築城したといわれているが、定かではない。その子河村三郎義秀は、1180年(治承4)8月の源平の石橋山合戦に平氏方として参戦したため領地を没収される。10年後の1190年(建久元)鎌倉・鶴岡八幡宮での流鏑馬の妙技が頼朝に認められ、河村郷の旧領を回復したと『吾妻鏡』にある。また、町指定の無形文化財「室生神社の流鏑馬」は、これに由来すると言われている。

南北朝時代になると河村氏一門の多くは南朝方に属し、新田義興と脇屋義治の勢力下に参じる。1352年(正平7)に鎌倉入りをしたものの足利尊氏の反撃にあつて退却したが、同年4月、新田・脇屋の軍勢と合わせ河村城に籠

城。北朝方の畠山国清を主将とする足利尊氏の軍勢との攻防は、足かけ2年にわたる激戦となった。天然の利を有する河村城は勇猛な足利勢でも歯が立たず、時間と兵の損失を見るだけだった。

『管領記』にはその様子が「四月八日、將軍鎌倉に入給ひ、河村城へ人数を遣し責られけれども、山嶮にして苔滑らかに人馬の足の立つべき處もなし」と記されている。

膠着状態のまま対峙は続いた。年を越してから北朝方の攻囲軍が兵糧攻めに転じたので、南朝方は決戦を挑み、城下の岸の南原に出て大合戦となった。この結果、南朝方は惨敗、河村一族のほとんどが討ち死にを遂げ城も落城した。その後、河村城は関東管領の上杉配下に属したが、室町時代の1438年(永享10)に起きた永享の乱の最中、駿



河村城南面をのぞむ(▼印あたり)

河から出た大森伊豆守憲頼に攻め落とされた。以後約60年間、大森氏の属城として支配を受けていたと考えられる。

くだって1495年(明応4)に伊勢新九郎長氏(北条早雲)が新たに小田原城主になると、河村城も小田原北条氏の属城となった。後北条氏は、河村城も甲斐の武田氏に対する重要な支城とし、駿河の押さえる拠点としても重視して番城として守られていた。

しかし、1590年(天正18)の秀吉との小田原合戦では本城の小田原城と運命をともにし、後北条氏滅亡と同時に廃城。南北朝時代に「難攻不落」と称えられた堅城も、興隆から約400年にわたる歴史に幕を閉じた。

その後もこの地が甲州への交通の要衝だったことに変わりなく、江戸時代には城の近くに河村の関所が設けられた。



あれこれ ③

き納税者が自らの責任で税額を計算して申告し、これを納付するという方式に変わった。同時に、明治期以来続いていた所得調査委員会の制度も廃止された。

を納めさせ、翌年1月に精算
するということだった。しか
も、予定申告ごとに仮更正、
仮決定ができるという仕組み
になっていた。初めてのこと
であり、本来4月（第一期）
の予定申告はこの年に限って

の状態で実施されたため過少申告や無申告が相次ぎ、納税者の半数以上に対して更正・決定が行われ、滞納も多く発生した。

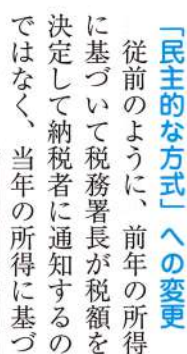
5月3日は、憲法記念日。
1946年（昭和21）11月3
日に公布された日本国憲法が、
翌1947年（昭和22）のこ
の日に施行された。

国民主権（主権在民）・基本的人権の尊重・平和主義の3原則を掲げた新憲法第30条には、国民の三大義務の一つとして「納税の義務」が次のように規定された。

第三十條 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

また、この新憲法公布に伴って行われた税制改正は、戦後初の本格的改革となった。

この改正の中心となったのが所得税の改正だった。連合国軍総司令部（GHQ）の強い意向を受けて従来の方式を180度転換、わが国初めての試みとして、本格的な「申告納税制度」が導入された。



に導入された「所得税の申告納税制度」だったが、当時は4月、7月および10月にそれぞれの年全体の所得を予定申告させて、その4分の1ずつ

混乱を生じた申告納税制度

であり、本来4月（第一期）の予定申告はこの年に限って6月に延期された。それにしても、税務署や納税者に充分な準備もないまま予定申告期を迎えるに至った。

その結果、同年7月現在、当初予算で見込んだ課税額の17%しか申告されなかった。申告所得税がこのような状況であるうえに、他の税目の収入も不振を極め、9月になっても収入額は予算額の17・6%に過ぎなかった。

[illegible]

稅明大
務悉藏
署局省

賞 題

賞

10

[illegible]

100

[illegible]

100

2007

1000

○此等知者

廣興隆

本公司

い、
く、
こ、

申告納税を奨励するため、所得税額の計算問題が出され、正解者には抽選で懸賞金が出ました。

アメリカの制度を適用した「第三者通報制度」

脱税を見逃すな！

所得税をはじめとする急激な課税方式の変更に対処するため、課税価格が50万円を超える申告書についての氏名・課税価格・税額などを公告する制度や、申告書の閲覧制度とともに、いわゆる「第三者通報制度」を設け、第三者がいろいろな角度から申告状況をチェックすることによって、申告納税制度が適正に行われるような施策が導入された。

「必ずわかる脱税！ 再建の敵・脱税者は発見次第に通報して 明るい正しい生活を築きましょう」

これは、戦後、当時の大蔵省が作成した第三者通報制度PRチラシのキャッチフレーズある（写真下）。

最高報奨金10万円が20万に

当初、第三者通報によって受け取る報奨金の額は、通報により徴収された税額の100分の10以下（財産税の場合は100分の25）の金額で、最高限度は10万円だった。この報奨金額は当時のマスコミでも注目され、1948年（昭和23）8月18日付の『朝日新聞』

には「脱税を見つけて10万円」の見出しで、この制度ができて初めて最高額の報奨金10万円を、大阪財務局が16日に支払った記事が載っている。さらに3日後の21日の同紙で「脱税通報しきり、報奨金も20万円に」と報じ、同年7月7日から報奨金の最高額が2倍の20万円に引き上げられたことが分かる。

先のPRチラシのほかに「脱税者は社会の公敵です。脱税の事実を発見された方はどしどし税務署へ通報してください。通報によって税金が徴収できた時には、20万円までの報奨金を差し上げることになっております」というのもあった。

報奨金が50万円、成果は：

脱税の通報は一段と活発になり、マスコミは「秘密探偵社など民間調査機関の

中には、このような通報を事業の一つとして取り上げる計画をしているものまで出てきた」と報じている。



また、当時の激しいインフレなどを反映してからか、1950年（昭和25）4月1日以降、報奨金の上限は50万円に引き上げられた。

実際にどれだけの通報があり、その内容がどうだったかについての史料は見当たらない。が、1954年（昭和29）3月29日の『大蔵委員会議事録』には、査察事業の大部分はこの第三者による通報資料によって行われていたと説明されている。また、第三者の通報によって徴収した税額の総額は、ピーク時の1951年（昭和26）年度には5億1千万円余、報奨金を受けた人は259人に達するなど、それなりの成果を上げていたように判断できる。

予想された弊害

この第三者通報制度については、当初から弊害が生ずることも予想されていた。実際に社会正義による通報もあったが、私的な怨念などによる報復や中傷の通報も相当に多かったようで、なかには通報を職業化するというようなことにもなってきたといわれている。

廃止へ

このような状況のなか、1949年（昭和24）6月の国税庁の設置によって税の機構も次第に整備され、第三者の通報によらなくても脱税摘発の効果が上がるようになってきたこと。

・経済の実情も終戦後の混乱から徐々に安定化の方向に向かっている状況で、報奨金まで出して第三者からの通報を勧奨するような制度を存続することは好ましくない。

などというような理由で、「第三者通報制度」は導入後7年余り、戦後の混乱期を脱するとともに、1954年（昭和29）4月1日に廃止された。

小田原の徴税攻勢

。是が非でも頂戴。

解除余波で日曜日も返上

1953年（昭和28）

3月28日『神奈川新聞』

「バカヤロー解散」のありをくつて小田原市の徴税攻勢が一頓座（中略）例年ならば出納閉鎖の五月三十一日まで各課から二、三名の応援を求めて臨時滞納整理本部を設け、滞納整理に最後の迫込みをかけるところ。ところが今年には衆参両議員の総選挙が重ったため、市役所内は選挙準備でてんやわんや到底税務課に人は向けられせんというわけが今年是一名の応援もなし。（中略）こうなればやむを得ませんと、内勤業務は娘子軍と臨時雇いにまかせ、男子軍は総出勤で徴収事務にあたり、五月三十一日まで日曜返上、晴雨を問題外に連日各戸を回って滞納整理を行い、是が非でも九〇％の昨年の成績にはこぎつけようと悲愴な？決意を固め、税務課員が頭痛鉢巻で頑張っている。



日本政策金融公庫
小田原支店(国民
生活事業)からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店(国民生活事業)では、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資もお取扱しております。

基準金利は年1・85%(5年以内支払い固定金利)、長期返済も可能です。

この他、IT資金貸付(7200万円以内)・セーフティネット貸付(4800万円以内)など様々な特別貸付制度があります。

問合せ 小田原法人会事務局
0465(23)3641

利率は平成25年4月10日現在のものです。

＜融資制度の概要＞

	国の事業ローン (普通貸付)	セーフティネット貸付	企業活力強化資金	IT資金
ご融資額	4,800万円以内	4,800万円以内	7,200万円以内	7,200万円以内
ご返済期間	運転5年以内 設備10年以内	運転5年以内 設備15年以内	運転5年以内 設備20年以内	運転5年以内 設備15年以内
対象者	事業を営む方	売上が減少している など業況が悪化 している方	小売業、卸売業、飲 食サービス業または サービス業を営む方 で、店舗の新築・増 改築や機械設備の導 入を行う方など	情報化投資を行う 方
利 率	年1.35%～3.60%	年0.75%～2.80%	年0.05%～3.80%	年0.05%～3.80%

★お使いの「返済期間」または担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
★審査の結果、お客様の希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「教育ローン」もお取り扱いしております。教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問合わせください。
日本政策金融公庫小田原支店(国民生活事業) 融資相談係
0465(23)3175
●教育ローンコールセンター
0570-1008656
03(5321)8656

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を応援します!



神奈川県信用保証協会



信用保証協会は、事業資金を借入するときの
「公的な保証人」となり
中小企業をサポートします。

随時ご相談をお受けしています。小田原支所
TEL:0465(23)0138 <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>



横浜銀行 小田原ビジネスローンセンター

横浜銀行のビジネスローンセンターでは、
多彩な融資商品ラインアップで皆さまの資金ニーズにお応えします。

ビジネスローンのご相談は、電話・FAXでOK!

中小企業向け事業資金のことなら、まずは、横浜銀行のビジネスローンセンターへ。
電話・FAXでお気軽に相談ください。



横浜銀行

小田原ビジネスローンセンター(小田原支店内)
〒250-0011 小田原市栄町2-7-36
TEL:0465-23-4035 FAX:0465-23-4037
[電話受付時間] 銀行窓口営業日の9:00～17:00

小田原法人会提携

ご融資期間…最長10年
担保…原則不要
融資新規取扱手数料無料

ビジネスローン

地域再生・企業支援ローン「きずな」

“共に生きる、そして共に栄える”

事業資金のご相談は…さがみ信用金庫へ

お客様サポートダイヤル 0120(426)614

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。
その結果ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

お弁当に合う簡単お惣菜

その〈3〉
(協力/有魚国商店)

お魚のめんたい春巻き

兜の形の春巻き！子どもの日のお弁当に
ぴったり！！



材料

春巻きの皮	2枚
サーモン	80g
大葉	2枚
明太子	大さじ2
マヨネーズ	大さじ1
チーズ	10g
塩	少々
小麦粉	適量

作り方

- 1) サーモンは、サイコロに切り軽く塩をふり、チーズも同じ用に切る。
- 2) 大葉を千切りにする。
- 3) 明太子とマヨネーズを合わせ、1, 2) の具材を混ぜ合わせる。
- 4) 春巻きの皮を折り紙の兜を作る要領で折込み、中に 3) の具材を入れ込み最後の三角の部分のふちを薄めの小麦水を塗り包み込む。
- 5) 180度の油で約3分～4分揚げれば出来上がりです。

ポイント

折込み部分事に小麦水でしっかり止める事

季節のお天気暦 ③



短い桜の時期が終わると、5月——初夏の季節である。移動性高気圧に覆われ比較のおだやかな日が続くが、下旬になると、本州や四国、九州でも一時的に梅雨のようなになる。梅雨のはしりである。



●薫風

唐の太宗の詩に「薫風南より来たり、殿閣微涼を生ず」とあるが、夏の、南または南東より吹く、匂うような感じの快い風を中国では薫風といい、日本でも室町時代あたりから使われるようになった。木々の新緑の鮮やかさが匂うばかりに感じられる頃、爽やかに吹き渡る風は香りを運んでくるかのようで、いかにも薫風と名づけるにふさわしく、そこから「風薫る」という言葉も生まれた。

●卯の花くたし

旧暦4月に降る長雨。現在では5月にあたり、6月の梅雨の前に降る長雨という意味

で、はしり梅雨、梅雨のはしりなどという場合が多い。くたしは「腐し」で、卯の花を腐らせる雨という意味である。

●麦秋

秋々といっても、れっきとした初夏の用語で、むぎあき、麦の秋ともいう。麦の芽、麦踏み、青麦の季節を経て麦が黄熟していくのは5月中旬から7月にかけてである。麦が成熟する頃の気温が秋に似ていることもあり、麦秋というようになったのだろう。

米は秋に収穫時を迎えるが、麦は夏が麦刈りの時で、麦にとっては「実りの秋」である。

●キツネの嫁入り

「狐の嫁入り、天気雨」といって、雲ひとつなく半袖が欲しくなるほどの晴天なのに、いきなり雨が降ってくる現象。昔は、真夜中に遠方で見え隠れする提灯の火、昆虫や鳥類などによる発火、燐火、光の異常屈折、その他の、当時の常識を越える野の光を狐火といい、そのような不思議な光の例を「キツネの嫁入り」といった。その言葉が昼間の不思議な現象にも使われるようになったのであろう。

●五月晴れ

「さつき晴れ」というのは、元々旧暦5月の「五月雨(梅雨の雨の意)の合い間の晴天」をいったものだが、現在では明らかに新暦5月のものでなっている。時代による言葉の意味の変化の一例だろう。ちなみに、新暦5月の晴天を「五月晴れ」と呼ぶようになったのは、昭和になってからのこと。



●五月雨

これは旧暦では5月だが、現在の新暦でいう6月の梅雨期に降る雨のことをいう。梅雨は「ばい雨」とも「つゆ」ともいい、曇り空をも含めてその頃の気候をいうが、「さみだれ」は雨そのものをいう。梅雨というところから、詩歌では「さみだれ」を多く使っている。「さ」は稲の植え付けを意味し、「みだれ」は雨を意味するという。すなわち、稲の田植えは梅雨期に行われるから、その頃に降る雨というのが語源のようである。

労働基準監督署からのお知らせ

平成25年度から、第12次労働災害防止計画（12次防）が始まります！

テーマ：誰もが安心して健康に働くことが出来る社会を実現するために

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

計画の数値目標

平成24年度と比較して、平成29年度までに、

- 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による**死亡者の数を15%以上減少**させる
- 労働災害による**休業4日以上**の死傷者の数を**15%以上減少**させる

重点業種対策 1

現状と課題

産業構造の変化に伴い、**第三次産業の労働災害が増えている**。
特に、「転倒災害」の割合が高く、新しい労働災害防止の手法が必要。

第三次産業における安全衛生管理の強化

小売業に対する重点的取組

社会福祉施設に対する集中的取組

飲食店に対する集中的取組

重点業種対策 2

現状と課題

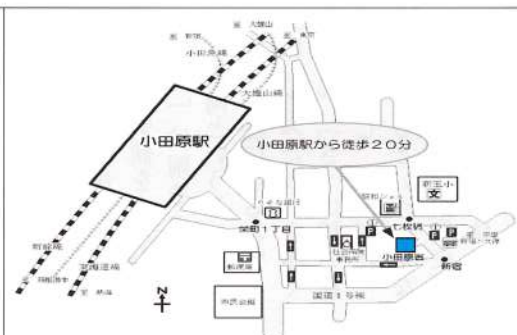
重篤度の高い労働災害を減少させるため、**建設業・製造業**における
死亡災害の減少に取り組む

具体的な取組方法等については、厚生労働省のホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>) をご覧ください。

※ご不明な点は小田原労働基準監督署までお問い合わせください。

〒250-0004 小田原市浜町1-7-11

TEL0465-22-7151





小田原税務署からのお知らせ



e-Tax の受付時間が拡大されます！



国税庁 e-Taxキャラクター イータ君

e-Tax の受付時間については、利用者の皆様のニーズ、費用対効果等を踏まえて検討を行った結果、**平成25年8月から、受付終了時間が21時から24時に変更されることになりました。**

平成25年4月1日から平成25年7月31日(水)まで

月曜日～金曜日
(祝日等及び右記の期間を除く。)

8時30分～21時

平成25年5月28日(火)～31日(金)

8時30分～22時30分



平成25年8月1日(木)から

月曜日～金曜日
(祝日等及び年末年始(12月29日～1月3日)並びに確定申告時期を除く。)

8時30分～24時

確定申告時期
(1月第3週月曜日～所得税確定申告期限)

24時間

※ メンテナンス時間(毎週月曜日0時～8時30分)を除きます。

※ 具体的な期間については、12月上旬にe-Taxホームページでお知らせします。

詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

平成25年度 税務職員採用試験のお知らせ

☐ 受験資格

- ① 平成25年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- ② 平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ③ 人事院が①又は②に掲げる者に準ずると認める者

☐ 申込期間 ※できるだけインターネットで申込みをしてください。

インターネット：平成25年6月24日(月)～ 7月3日(水)

郵送又は持参：平成25年6月24日(月)～ 6月28日(金)

(受験申込先：人事院関東事務局 〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1)

☐ 試験日

第1次試験 平成25年9月8日(日)

第2次試験 平成25年10月17日(木)～10月25日(金)のうち、指定する日

※ 詳細はお気軽に、小田原税務署総務課(☎0465-35-4511代)にお尋ねください。

